

就業規則を見直して雇用トラブルを回避しましょう!

同一労働

同一賃金

できていますか?同一労働同一賃金

- ✓ 精勤・家族手当はパートも対象
- ✓ 慶弔休暇などもパートに付与
- ✓ パートにも就労条件を書面で明示
- ✓ 配置転換のルールは就業規則に明示
- ✓ 待遇差の理由は説明できる

経営視点で社会保険労務士が貴社の
同一労働同一賃金を成功に導きます!

ポイントは就業規則です

こんにちは! 「ツノダ人事 多摩オフィス」は東京都三鷹市にある社会保険労務士事務所です。
本年4月から中小企業も対象となった「同一労働同一賃金」の準備はできていますか?
「契約社員だから特別休暇は無し」「パートだから皆勤手当は無し」など「契約社員だから」「パートだから」という理由だけの待遇差は許されません。対応次第では社会的信用を失いかねない、雇用トラブルを未然に防ぐには、これまでの古い就業規則・賃金規程の見直しが必要不可欠です。
この機会に経営者と従業員が安心して本業に集中できるトラブルに強い就業規則を整えてしまいましょう。
経験豊富で、労働トラブルに強い特定社会保険労務士が貴社の働き方改革を成功に導きます。

ツノダ人事多摩オフィス
特定社労士 角田 博一

PROFILE

1970年生まれ 獅子座 O型
茨城県古河市出身 東京都東大和市在住

ジーンズメーカーで店長職や営業職を経てから、大手社会保険労務士事務所経験をつんだ変わりダネ社労士です。
だから「働く人」「部下がいる人」「経営する人」の気持ちが変わります。



社会保険労務士事務所

ツノダ人事
多摩オフィス



裏面無料相談FAX申込用紙

TEL:0422-29-9460

受付時間 月~金 9:00~18:00

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-22-5 青木ビル3F

<http://www.tsunoda-jinji.jp/>

ツノダ人事

検索

全国社会保険労務士連合会 登録番号13080289



無料相談FAX申込用紙



ツノダ人事では武蔵野・多摩地域の中小企業の方に向けて働き方改革、残業代、有給休暇、給与計算等に関する無料相談を行っています。経営者の方はもちろん人事労務、総務ご担当の方、お気軽にお問い合わせください。

貴社名

業種

ご担当者名

部署名

TEL

E-mail

気になる項目 残業時間・残業代 就業規則・賃金規則 有給休暇
 給与計算 その他()

従業員数(パート・アルバイト含む) 10名未満 10名～30名 30名以上

何かございましたらご自由にご記入ください

FAX番号 0422-29-9462 に送信ください
折り返しお電話・メールいたします。

こんなお悩みもお気軽にお問い合わせください。

- 従業員の給与を変更したい
- 給与計算を外注したい
- 未払い残業代を請求されてしまった
- 作りっぱなしの就業規則を見直したい
- 最近、36協定を届け出していない
- 時間外や休日出勤を改善したい
- アルバイトやパートの処遇が悩みだ
- 問題社員の対応がよくわからない
- 就業規則の内容と勤務実態が異なる
- 給与計算担当者が掛け持ちで大変だ

給与計算の外注は新型コロナ対策になります!



社会保険労務士事務所

ツノダ人事
多摩オフィス



ホームページからもお問い合わせください

TEL:0422-29-9460

受付時間 月～金 9:00～18:00

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-22-5 青木ビル3F

<http://www.tsunoda-jinji.jp/>

ツノダ人事

検索

全国社会保険労務士連合会 登録番号13080289